

タイトル～<混沌としてきた【みなし機】問題…2つの問題を一旦整理してみる>

■情報が錯綜中につき、「勘違い」はあるのか？

ここ数日において、【みなし機の取扱いについて】等の文書が流れる事は、5日の有料コラムでお伝えしているが…何やら「複雑怪奇」な表現や解釈が乱立する状況に付き、現状(9日現在)での、複雑解釈を一旦、簡単に整理してみたいと思います。(更に複雑になっちゃったら…ゴメンナサイ)

■まずは、「風営法」の定義の再確認から

そもそもの【風営法的条件】は、何度もコラムでも書いている通り、【風営法20条】(規則改正は関係無い)において、『著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機を設置して営業してはならない』…と定義されている。

⇒例えば「ちょいぱち」は、『それは射幸心をそそらないでしょ』…とか言うツッコミは…なしです(汗さておき、その【著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機】…と言うのを、【遊技機規則】で定義しています。それは、当然「現行規則」でもあるますが、ともあれ、『その規則が改正され、2月1日に施行される』訳ですね。よって、『現行設置使用の全機種全台の全て(=約450万台)は、撤去となる』が、原則的な運命なのです。

■まずは、いわゆる「みなし機」の定義

簡単ですね。『検定期間、及び認定期間の満了日を経過して、ホールに設置使用している遊技機』の事です。既にホールから撤去してあれば、それは、いわゆる「みなし機」とは呼ばないですもんね(汗それは、「ただの撤去機」であり、中古導入も出来ずに「良くて下取り機」か、または「産業廃棄物」ですね。(汗つまり…「みなし機」には、【検定切れ⇒みなし機】と【認定切れ⇒みなし機】の2種類がある事が前提になります。

■みなし機は、『設置使用して良いのか？』…(法的原則論)

【法的は見解】からは、一部であろうが全部であろうが…『ダメです！』まあ原則はそうだと、今回の規則改正時に、『認定期間及び検定期間においては、その期間満了日まで、設置使用を可能』とする【経過措置】を設けました。これにより「検定機と認定機」は期間満了日まで設置使用出来ます。さて、そうすると『それ以外の遊技機はどうなるの？』と言う事になりますが、それがいわゆる【みなし機問題】ですが、法的な原則論では、『みなし機は全部撤去』となる事になります(汗

■(一部)みなし機は、『設置使用ができるのか？』…(適宜の措置)

しかしながら、そもそもの「規則改正の目的」は、「射幸性を下げる事」にあった訳で、更に『一気に全部撤去！』となると、業界の混乱も招くし、『その代替機(新規則対応機)がまだ無い』事もあり、【暫定措置】として『一部のみなし遊技機は、「暫くの期間」だけ【適宜の措置】を行う(=取締り対象から除外する)』と言う事になる様ですね。そしてその「一部」が、「パチンコは確率帯「1/100」より甘いもの」と、「スロットは、メイン基盤抽選のAタイプ機」と言う区分の遊技機は、【適宜の措置】の対象となる模様です。

※「設置使用許可」ではありません。あくまでも『とりあえず取締り対象外』となるだけです(汗さて、ここまでは、誰もが理解できる事で、『本来はダメなものを、とりあえず使える可能性がある』と言われたのだから、反論する余地も必要も無い。『良かった！良かった！』と言うだけです(汗

■さて、現在の【みなし機問題】は、ここからである。

【問題が2つある】事に注視して頂きたいと思います。この2つを同時に語ると、話がゴチャゴチャして複雑な話になり、各々の様々な見解・解釈が発せられてしまう事になるので、「別々に確認」が必要ですね。

【1.】・・・『今現在(1月31日迄)において、【検定切れみなし機】と【認定切れみなし機】の2種類を分類するのか?』

【2.】・・・『新規則施行日以後に「みなし機」になった遊技機は、どう扱われるのか?』

そして、この2つの見解を、複雑にしている文面が・・・

『**検定有効期限内に認定申請が行われず検定期限満了をもってみなし機となったものは、上記【適宜の措置】の対象外となる**』・・・と言う文言になります(汗

<ここから先は、「1/99の甘デジ」を前提で書きますので、ご承知願います>

【1.】ココに「去年みなし機になった甘デジ」があるとします。⇒一応、【適宜の措置】の範疇になる遊技機。

さて、それを『A:認定申請もしないで設置使用していた【検定切れ⇒みなし機】なのか?』それとも、『B:認定を受けて設置使用していた【認定切れ⇒みなし機】なのか?』と言うライン引きで、分類するのでしょうか?

・・・と言う疑問が生じています。(結論は、私には判断出来ない話で、申し訳ないです)

【2.】ココに、「来年2月に、みなし機になる甘デジ」があるとします。

<A:>もし、今現在「**検定機**」であるならばどうなるのでしょうか?⇒**前倒し認定をしなかったのだから撤去対象**。

<B:>もし、今現在「**認定機**」であるならばどうなるのでしょうか?⇒**基本的に撤去対象となるの?**

さてここで、「B:」については、「**認定申請を行ったみなし機**」なのだから『上記の【適宜の措置対象外】では無い』『だから適宜の措置の対象となるはず』・・・と言う意見もある。(結論は、私には判断出来ない話で、申し訳ないです)

では、もう一つ確認します。

<C:>今ここに、現在前倒し認定をしている(=来年2月1日から3年間の認定機となる)遊技機があるとします。

さて、この遊技機は新しい規則改正後にもホール設置されますが、3年の認定切れの段階で撤去となりますか?

⇒そりゃあ撤去でしょ。だって、新規則に適合した遊技機じゃないし、【経過措置】も終わってるし・・・。

つまり、**原則論として「規則改正の施行後に「経過措置」が満了(=認定機期間満了)した場合は、撤去対象となる**」と解釈するのが、合理的な解釈かと思われま。

そうすると、その日付が、(上記<B:>の)「2018年2月なのか?」、(前倒し認定機の)「2021年2月なのか?」・・・だけの話として、「ルール上の線引き」をしなくてはならないのかもしれませんが。(・・・ツライところですね)

■一応・・・「まとめ」。

つまり、改正規則の施行日「2018年2月1日」を境にして、【**今現在のみなし機**】と【**未来のみなし機**】がある訳ですが、**その2つは全くの別問題**です。そこに、【適宜の措置】と言う前提条件と、【この2つの定義】が今、複雑に絡み合っている様な気がしています。でも今は、ホールさんにとって、とても「大事な話」であり、「大事な時期」でもあります。

そして**その答えは、警察庁では無く、『各都道府県警察の判断になる』**と思われまので、個人の勝手な解釈では無く、**『組合等を通じてキチッと確認』して、『結果はそれに従う』**ことが、大事なのかと思う次第です。

最後に、このコラムが、『まあ、なんとなく参考になったよ』・・・と言う事であれば幸いです。

<このコラムは、フリーコンテンツに該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>

<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>

TKC～【法人セミナー】のご案内

「TK高橋の千里眼セミナー」ですが、基本的に「単一法人様での勉強会」となります。

各法人様の意向を踏まえ、内容はカスタマイズさせていただきます。

※組合様等の場合、内容にて摺り合せが必要な場合がございますので、ご相談させて頂く事となります。

<日 時>:ご依頼会社様の希望とのご相談の上、決定させていただきます

<場 所>:ご依頼会社様にて、手配をお願い致します。

※関西エリアにおいては「大阪元町・スリーストーン大阪営業所」開催は可能(概ね15名まで)

<時 間>:「1日＝4～5時間」が基本となります。(休憩含む拘束時間です)

<費 用>:基本価格～「1日当り＝15万円」となります。(※只今、「TKC会員様＝10万円」となります)

<内 容>:ご依頼会社様とのご相談の上決定させていただきます。

※基本的に、「業界情報」・「パチンコ運用」・「店舗全体運営」の内容が中心となります。

<その他>:交通費(長野県長野市から)・宿泊費は別途請求となりますのでご了承くださいませ。

～<セミナーのカスタマイズ>について～

⇒【勉強会開催において、多岐に渡るセミナー内容を同時開催したい場合】等。

弊社内容の他、「スロット運用」・「マーケティング情報」等々、内容のご希望がありましたらご相談下さい。

同日(または別日)、別コンテンツの専門的講師の推薦紹介させて頂き、同時(別日)開催となります。

(※この場合、別途講師費用と諸経費が加算されますので、ご了承くださいませ)

<お問い合わせ>

弊社代表「高橋正人」まで、ご連絡下さいませ。

【メールアドレス】:info@tkc-g.jp

【電話連絡】:(会社)026-256-9677 (携帯)090-3063-1757

有限会社 トータル・ノウ・コネクションズ

住所:長野県長野市南堀530-5

TEL:026-256-9677 FAX:026-256-9688

ホームページ <http://www.tkc-g.jp>

メールアドレス info@tkc-g.jp
